

第百五十四回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 一 号

平成十四年二月二十六日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 荒井 広幸君

理事 川崎 二郎君

理事 安住 淳君

理事 榎屋 敬悟君

理事 赤城 徳彦君

理事 小坂 憲次君

理事 左藤 章君

理事 新藤 義孝君

理事 谷 洋一君

理事 平井 卓也君

理事 吉田六五門君

理事 荒井 聰君

理事 玄葉光一郎君

理事 田並 胤明君

理事 中村 哲治君

理事 松沢 成文君

理事 山名 靖英君

理事 春名 真章君

理事 重野 安正君

理事 三村 申吾君

稲葉 大和君

八代 英太君

後藤 斎君

黄川田 徹君

浅野 勝人君

河野 太郎君

佐藤 勉君

滝 実君

谷本 龍哉君

山本 明彦君

吉野 正芳君

伊藤 忠治君

島 聡君

手塚 仁雄君

松崎 公昭君

遠藤 和良君

石原健太郎君

矢島 恒夫君

原 陽子君

伊藤信太郎君

大野 松茂君

野中 広務君

武正 公一君

横光 克彦君

同日

小坂 憲次君

平井 卓也君

山本 明彦君

手塚 仁雄君

陽子君

横光 克彦君

補欠選任

野中 広務君

伊藤信太郎君

大野 松茂君

武正 公一君

横光 克彦君

二月二十二日

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

同日

小坂 憲次君

平井 卓也君

山本 明彦君

手塚 仁雄君

陽子君

横光 克彦君

同日

小坂 憲次君

平井 卓也君

山本 明彦君

手塚 仁雄君

陽子君

横光 克彦君

同日

小坂 憲次君

平井 卓也君

山本 明彦君

手塚 仁雄君

陽子君

横光 克彦君

同日

小坂 憲次君

平井 卓也君

山本 明彦君

手塚 仁雄君

陽子君

号)

市町村合併に関する意見書(秋田県平鹿町議会(第一七八一号))

政府資金地方債・企業債の借りかえ等に関する意見書(前橋市議会(第一七八二号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(岩手県沢内村議会(第一七八三号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八四号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八五号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八六号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八七号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八八号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七八九号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九〇号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九一号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九二号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九三号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九四号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九五号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九六号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九七号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九八号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一七九九号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇〇号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇一号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇二号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇三号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇四号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇五号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇六号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇七号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇八号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八〇九号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一〇号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一一号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一二号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一三号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一四号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一五号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一六号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一七号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一八号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八一九号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八二〇号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八二一号))

地方交付税の削減に反対し、地方税財源の拡充に関する意見書(静岡県天竜市議会(第一八二二号))

地方分権推進に向けた地方財源の充実に関する意見書(秋田県議会(第一七九四号))

郵政事業への民間参入に関する意見書(長野県松本市議会(第一七九五号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

地方自治及び地方税財政に関する件(平成十四年度地方財政計画)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○平林委員長 これより会議を開きます。

この際、佐田総務副大臣、若松総務副大臣、滝総務大臣政務官及び河野総務大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。佐田総務副大臣。

○佐田副大臣 このたび総務副大臣に就任いたしました佐田玄一郎でございます。

片山大臣を支えまして、若松副大臣とともに全力で頑張っていく所存でございます。

平林委員長並びに理事の皆様方、委員の皆様方に、何とぞ御指導、御鞭撻賜りますように心からお願ひ申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。

○平林委員長 次に、若松総務副大臣。

○若松副大臣 このたび総務副大臣を拝命いたしました若松謙維でございます。

昨年中は皆様方大変お世話になりました、こ

委員の異動

二月二十六日

辞任

補欠選任

第一類第二号

総務委員会議録第二号

平成十四年二月二十六日

総務大臣

総務副大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務委員会専門員

片山虎之助君

佐田玄一郎君

若松 謙維君

河野 太郎君

滝 実君

大久保 暁君

としもお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

先ほど御紹介のございました佐田副大臣とともに片山大臣を補佐して、全力を尽くしてまいりますので、平林委員長初め、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○平林委員長 次に、滝総務大臣政務官。

○滝大臣政務官 このたび総務大臣政務官を拝命いたしました滝実でございます。

山内大臣政務官並びに河野大臣政務官ともども片山大臣を補佐して、全力を尽くしてまいります。委員長初め、理事、委員の皆様方には格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○平林委員長 次に、河野総務大臣政務官。

○河野大臣政務官 おはようございます。総務大臣政務官を拝命いたしました河野太郎でございます。ちよつと緊張しております。

両副大臣並びに滝、山内両大臣政務官と一緒にあります。片山大臣をしっかりとお支えをしていきたいというふうに思います。

いいものは、残すべきものはしっかりと残し、変えるべきものは大胆にしっかりと変えていきたいと思っております。

委員長、理事、そして委員の皆様方の格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。最初のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。(拍手)

○平林委員長 行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、片山総務大臣から所信を聴取いたします。

す。片山総務大臣。
○片山国務大臣 総務委員会の御審議に先立ち、所信の一端を申し上げます。

総務省が発足してから一年が経過いたしました。私は、昨年のこの委員会の場で、融和と結束という考え方に立って、三省庁統合の成果を上げていくことを表明いたしました。その結果、この一年の間に、平成十四年度に向けての政策推進プランに基づく国、地方を通ずる行政改革及び地方分権の推進、全国ブロードバンド構想、電子政府・電子自治体推進プログラムの作成等による国、地方を通じたＩＴ社会構築の推進、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律の施行による地方公共団体と郵便局との協力の推進など、着実に成果を上げてきたものと考えております。

改革本番の年である本年は、結束と挑戦をテーマといたします。結束して改革への積極的な挑戦を行うことにより、昨年の実績を踏まえつつ、より大きな成果を上げられるよう、行政改革の推進、地方分権の推進、高度情報通信ネットワーク社会の形成、郵政事業の公社化等の所管行政の推進に最大限の努力を払ってまいり所存であります。

以下、当面の重要課題について申し上げます。まず、行政改革の推進についてであります。

行政改革については、一昨年十二月に閣議決定された行政改革大綱やこれに基づく一連の閣議決定等に定められた各般の改革に、行政改革担当大臣等関係大臣と十分に連携しつつ集中的、計画的に取り組んでまいります。

平成十四年度の機構・定員等については、機構の膨張を厳に抑制するとともに、十年間で二五％の純減を目指した定員削減に最大限努力することの目標のもと、政府としての重要施策に対応したため張りのある増員措置を講ずる一方で、九千二百七十一人とこれまでにない大幅な定員の純減を行うこととしております。

特殊法人等改革については、昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画の具体化を

推進するため、各法人の所管府省における取り組みに最大限協力してまいります。

公益法人については、行政委託型公益法人等改革及び公益法人制度の抜本的改革を推進してまいります。また、適正かつ透明な業務運営が行われるよう指導監督及びデイスクリージャーの充実を図ってまいります。

公務員制度については、真に国民本位の行政を実現するため、昨年十二月に閣議決定された公務員制度改革大綱に基づき、改革の具体化に向けて、積極的に取り組んでまいります。

政策評価制度については、本年四月から施行される行政機関が行う政策の評価に関する法律を的確に運用することにより、全政府的に科学的かつ厳正な評価を推進し、政策の不断の見直しや改善を図ってまいります。

また、評価専門組織として行う政策評価について、その結果が予算、機構・定員に反映されることを重点として取り組むとともに、行政評価・監視及び行政相談についても着実に実施してまいります。

情報公開については、行政機関の情報公開法の確かつ円滑な運用及び独立行政法人等の情報公開法の施行に向けた準備に万全を期してまいります。

公的部門における個人情報保護については、その整備充実のため、行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報保護に関する関係四法案を今国会に提出することとしております。

統計行政については、報告者の負担軽減を図りつつ、社会経済情勢の変化に対応した統計を整備し、その適時の確かな提供に努めてまいります。

次に、地方分権の推進についてであります。

地方分権は、国、地方を通ずる行政の構造改革を進める上で極めて重要な課題であり、今後とも地方分権改革推進会議や地方制度調査会における調査審議状況も踏まえつつ、地方にできることは地方にとの原則に基づき積極的に推進してまいります。

市町村合併については、市町村合併特例法の期限である平成十七年三月まであと三年を残すのみとなり、ことしはまさに正念場を迎えておりますが、既に二千を超える市町村が合併を検討、研究しております。こうした流れを後押しするため、引き続き市町村合併支援プランに基づく各種の支援策を関係府省と連携を図って具体的に実施するなど、市町村合併の推進にさらに積極的に取り組んでまいります。

また、簡素で効率的な地方行政体制を実現するために、地方公共団体に対し、定員管理及び給与の適正化、行政評価の導入等行政改革の一層の推進を要請するなど、主体的な行政改革の促進に努めてまいります。

次に、地方財政についてであります。

平成十四年度の地方財政計画の策定に当たっては、歳出全般にわたって徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応など当面する重要政策課題に適切に対処することとしております。

大幅な財源不足については、国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算により、地方負担分は特例地方債の発行により補てんすることを基本としつつ、その一部について交付税特別会計借入金により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置することとしております。

この結果、地方財政計画の歳入歳出の規模は、八十七兆五千六百六十六億円、前年度に比べ一兆七千四百五億円、一・九％の減となっております。

次に、地方税制についてであります。平成十四年度の地方税制改正においては、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直しなどを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

また、法人事業税への外形標準課税の導入につ

いては、先日閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望」において、平成十五年度税制改正を目的にその導入を図るとされたところであり、今後とも、その実現に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

地方税は、地方の自主財源として極めて重要な役割を担うものであり、今後とも、地方への税源移譲も含めた地方税の充実確保を図り、地方財政基盤の強化に取り組んでまいります。

次に、地域活性化と多様性ある国土づくりについてであります。

快適で活力がある個性豊かな地域づくりによる多様性ある国土の形成を図るため、地域が有する特性を生かしながら、都市基盤、産業基盤等の整備を進めるとともに、過疎地域の活性化及び農山漁村地域における国土・環境保全等の多面的機能の維持向上等を図ってまいります。

また、新産業創出や雇用確保に結びつく地方公共団体の自主的かつ戦略的な取り組みを支援するとともに、地域の自立を担う人材の育成と確保を図ってまいります。

次に、高度情報通信ネットワーク社会の形成についてであります。

高度情報通信ネットワーク社会の実現には、高速、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、電子商取引ルールと新たな環境整備、電子政府、電子自治体の実現及び人材育成が不可欠であります。これらの課題は、e-Japan戦略が掲げる五年以内に世界最先端のIT国家を実現するという目標を達成するためのかぎであります。

高速、超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策については、全国ブロードバンド構想に沿って、民間事業者による情報通信基盤整備への支援に加え、地域公共ネットワークの全国整備の推進や、このネットワークを活用した加入者系光ファイバー網整備を行う過疎地域等の地方公共団体への支援等を行ってまいります。さらに、電波の効率的利用を一層促進するため、電波の利用状況の調査、公表について電波法改正法案を今国会

に提出いたしました。

また、ブロードバンド社会の実現に向け、電気通信事業の新たなビジネスモデルに対応した競争環境の整備を図るとともに、情報家電、モバイル技術、光ネットワーク技術など、我が国が得意とする分野での研究開発や、未来へつなぐ創造的な研究開発、IPバージョン6を備えたインターネット網への移行の推進等に取り組んでまいります。

あわせて、地上テレビジョン放送のデジタル化については、関係者であらゆる努力を払いこれを円滑に実施するとともに、全放送メディアのデジタル化を推進してまいります。

電子商取引ルールと新たな環境整備については、電子署名法の適切な運用やプロバイダー責任法の円滑な施行へ向けた取り組みを進めるとともに、ブロードバンドコンテンツの製作、流通の促進を通じて、ネットワークインフラ整備とコンテンツの充実との好循環を創出すること等を推進してまいります。

電子政府、電子自治体の実現については、行政手続のオンライン化、認証システムなど共通基盤の整備等、電子政府・電子自治体推進プログラムの推進に関係府省等の協力を得つつ集中的に取り組んでいるところであり、また、行政手続のオンライン化及び地方公共団体の行う公的な個人認証サービスについて、今国会に所要の法律案を提出する予定であります。

人材の育成については、我が国がIT人的資源大国となることを目指すため、情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材の育成を一層促進するとともに、地域住民のIT実践をサポートする地域ITリーダーの養成など、地域住民の情報リテラシー向上のための取り組みを推進してまいります。

次に、郵政事業の公社化等についてであります。郵政事業については、平成十五年中に国営の新たな公社を設立するという大改革を行うこととしております。また、公社化とあわせて、ユニバー

サルサービスを確保しつつ郵便事業への民間参入を可能とすることとしており、それぞれについて法律案を今国会に提出すべく準備をしております。

これらは、中央省庁等改革基本法第三十三条に基づくものであり、より自律的かつ弾力的な経営のもとに、さらに国民利用者の皆様や地域に貢献できるような経営改革を行いたいと考えております。

このような改革を目前に控え、まず郵便事業については、経営の黒字基調への転換を目指し、収益の確保と大幅な定員の削減など、さらなる効率化、合理化を推進してまいります。

郵便貯金事業、簡易生命保険事業についても、良質な基礎的金融サービス等を提供し、預金者及び加入者の利益や健全な経営の確保に努めてまいります。

また、このたび、郵便局において、住民票の写しの交付等を行うワンストップサービスや確定拠出年金のサービスの取り扱いを開始したところであります。これらの施策により、地方公共団体や民間企業等との連携を深めるとともに、国民共有の生活インフラとしての郵便局ネットワークの機能を高めてまいります。

郵政事業は、国民の皆様の高い信頼が基礎となるものであり、今後とも、国民の皆様のニーズに迅速かつ的確にこたえとともに、服務規律の遵守と公私の峻別など網紀の厳正な保持について一層の徹底を図り、国民の皆様の信頼を損なうことのないよう、全力を挙げて事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、恩給行政についてであります。恩給の有する国家補償の性格を踏まえ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善に努めてまいっている所存であり、平成十四年度の恩給改善措置を実施するための恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いしております。また、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方々の問題に関しましては、平和祈念事

業特別基金を通じて、関係者に慰藉の念を示し、事業を引き続き適切に推進してまいります。

次に、消防行政についてであります。災害や事故の態様が複雑多様化、大規模化の傾向を強めてきている中、国民の生命、身体及び財産を災害等から守るという消防の責務は、ますます大きなものとなっております。

このため、防火安全対策等を推進するための消防法の一部を改正する法律案を今国会に提出することとしているほか、広域的な消防防災体制の充実、消防団の活性化、救急・救助の充実、高度化、消防防災分野におけるIT化の推進など、消防防災全般にわたる施策の充実強化を図ってまいります。

以上、所信の一端を申し上げました。委員長初め理事、委員各位の格別の御協力によりまして、その実を上げることができましますよう、一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。以上であります。

○平林委員長 次に、平成十四年度総務省関係予算の概要について説明を聴取いたします。佐田総務副大臣。

○佐田副大臣 平成十四年度における総務省所管予算案につきまして、概要を御説明申し上げます。まず、一般会計について御説明いたします。

一般会計の予算額は、十八兆五千五百二億九千八百万円です。

本予算案は、今日の我が国を取り巻く内外の厳しい情勢のもとで、経済社会構造を抜本的に改革し、我が国の持つ潜在力を発揮できる新しい仕組みをつくり上げることが必要とされていることを踏まえ、行政改革の推進、地方分権の推進、IT革命の推進等を重点的に推進するとの考えに基づいて取りまとめたものであります。

具体的には、まず、行政改革を積極的に推進するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく各府省の政策についての統一的、総合的な政策評価等の着実な実施、独立行政法人等も含

めた情報公開制度の適正かつ円滑な運用、着実な整備、行政改革大綱等に基づく国家公務員制度の改革を推進するための諸施策の実施に必要な経費として九億一千八百万円を計上しております。

次に、自主的な市町村合併を推進するため、都道府県の推進体制の整備及び住民への啓発並びに市町村の合併準備及び合併に伴い実施する事業に対する補助金等に必要な経費として二十七億九千二百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計法に基づき地方交付税交付金財源として、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費として十六兆一千七百九十九億八千七百七十九万、平成十一年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするための地方特例交付金財源として、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費として九千三百五十八億八千八百万円を計上しております。

次に、情報通信技術による社会構造変革、いわゆるIT革命を推進し、我が国が世界最先端のIT国家になるとの目標達成に向け、超高速ネットワークインフラの整備及び利用の促進を図るため、地域公共ネットワーク等の整備の推進、世界最先端のインターネットの実現に向けた技術開発、ブロードバンド時代に対応したコンテンツの充実、放送のデジタル化の推進等に必要な経費として二百五十二億四千二百万円、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資する電子政府、電子自治体の実現を図るため、行政情報の電子的提供、申請、届け出等手続の電子化等に必要な経費として百三十七億七千五百万円、高度情報通信ネットワーク社会の構築に不可欠な人材の育成を図るため、地域住民の情報リテラシー向上のための取り組みの推進、情報通信分野の専門的、技術的な知識及び技能を持つ人材の育成等に必要な経費として七十一億四千二百万円、地理的要因や年齢、身体的な条件に基づく情報通信の利用機会または活用能力の格差、いわゆるデジタルデバイドの解消を図るため、地域間の情報通信格差の是正や情報バリアフリー環境の

整備に資するシステムの開発等に必要な経費として二十九億七千九百万円、情報通信技術の研究開発力の向上に向けた取り組みや光ネットワーク技術、モバイル技術、セキュリティ技術といった分野の戦略的研究開発の推進に必要な経費として七十三億七千五百万円を計上しております。

また、複雑多様化する災害に対処し、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、消防防災施設等の整備に必要な経費として百八十億九千万円、統計調査を効率的かつ円滑に実施するための経費として二百七十四億七千八百万円、文官及び旧軍人等に対して恩給を支給するために必要な経費として一兆一千九百九十二億八千四百万円、政党助成法に基づき法人である政党に対し交付する政党交付金の交付等に必要な経費として三百十八億九千三百万円、米軍及び自衛隊が使用する国有提供施設等の所在する市町村に対し交付する基地交付金及び特定の防衛施設が所在することに伴い税財政上特別の影響を受ける施設等所在市町村に対し交付する調整交付金に必要な経費として三百一億五千万円を計上しております。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計について御説明いたします。

まず、交付税及び譲与税配付金勘定の歳入予定額は六十四兆三千九百五十九億六千九百万円、歳出予定額は六十四兆二千四百二十億六千九百万円となっております。

歳入は、地方交付税交付金、地方特例交付金の財源に充てるための一般会計からの受け入れ見込み額、地方道路税の収入見込み額、石油ガス税の収入見込み額の二分の一に相当する額、航空機燃料税の収入見込み額の十三分の二に相当する額、自動車重量税の収入見込み額の四分の一に相当する額、特別とん税の収入見込み額等を計上しております。

歳出は、地方交付税交付金、地方特例交付金、地方譲与税譲与金及び借入金償還財源等の国債整理基金特別会計への繰り入れ等に必要な経費であります。

次に、交通安全対策特別交付金勘定の歳入予定額は九百十四億五千三百万円、歳出予定額は八百四十四億五千三百万円となっております。

歳入は、交通反則者納金の収入見込み額等を計上しております。

歳出は、交通安全対策特別交付金等に必要な経費であります。

次に、郵政事業特別会計について御説明いたします。

郵政事業特別会計の歳入歳出予定額は、収入印紙等の販売に係る業務外収入・支出分を除きますと、四兆八千二百四十四億九千六百六十六万円であります。

新時代にふさわしい郵政事業の展開を図るため、郵政公社の設立に向けた基盤整備及び郵便局ネットワークの活用と利用者サービスの推進に必要な経費として、百二十六億九千六百六十六万円を計上しております。

以上、平成十四年度における総務省所管予算案の概要の御説明を申し上げます。

よろしく御願いいたします。

○平林委員長 以上で説明は終わりました。

○平林委員長 地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成十四年度地方財政計画について説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○片山国務大臣 平成十四年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成十四年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子高齢化への対応など当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込み額

については、国と地方で折半し、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については特別交付金の発行により補てんすることを基本としつつ、その一部について交付税特別会計借入金により補てんすることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

以上の方針のもとに、平成十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十七兆五千六百六十六億、前年度に比べ一兆七千四百五十五億、一・九%の減となっております。

以上が、平成十四年度の地方財政計画の概要であります。

○平林委員長 以上で説明は終わりました。

○平林委員長 次に、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方税法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る

不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、株式等譲渡課税の申告分離課税への一本化に当たり、申告事務の負担軽減に資するため、一定の場合に申告を不要とする等の措置を講ずることとしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。

不動産取得税につきましては、住宅用地に係る税額の減額措置の適用要件を緩和する等の措置を講ずることとしております。

その三は、固定資産税についての改正であります。

固定資産税につきましては、納税者が自分の土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格とを比較できるように縦覧制度の改正を行う等の措置を講ずることとしております。

その四は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、徴収猶予を受けている者が当初の事業計画を変更した場合や土地を譲渡した場合に徴収猶予が継続する等の特例措置の適用要件を緩和する等の措置を講ずることとしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十四年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

まず、平成十四年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六條第二項の額に、法定加算額三千三百六億円、臨時財政対策のための特例加算額三兆三千二百二十六億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金三兆五千六百四十九億円及び同特別会計における剰余金四千八百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千六百八十九億円及び同特別会計借入金償還額三百九十一億円を控除した額とすることとしております。

また、平成十六年度から平成三十年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

次に、平成十四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、臨時財政対策債償還費を設けることとしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○平林委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十八日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第四号中「及び第六十八條の二」を削る。

第二十四條第五項及び第五十二條第二項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

第五十三條第三項中「第四十二條の六第六項」を削り、「第四十二條の十第五項 第四十二條の十二第六項」を「第四十二條の十第六項、第四十二條の十一第六項」に改める。

第七十二條の五第一項第九号中「団地管理組合法人」の下に「並びにマンション建替組合」を加える。

第七十二條の二十五第五項中「並びに貸借対照表」を「貸借対照表」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二條の二十六第四項中「並びに当該期間」を「当該期間」に改め、「準ずるもの」の下に「その他の書類のうち総務省令で定めるもの」を加える。

第七十二條の百四第三項中「過誤納金」を「これら」に改める。

第七十二條の百六第二項中「過誤納金」を「還付金又は過誤納金」に改める。

第七十三條の四第一項中第三十号を第三十三号とし、第二十九号を削り、第二十八号を第三十二号とし、第二十四号から第二十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十三号を削り、第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号の三を第二十四号とし、第十九号の二を第二十三号とし、第十七号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、第十五号を第十九号とし、第十四号を削り、第十三号を第十八号とし、第十二号の二を第十七号とし、第十二号の二を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号の一を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号の二を第十二号とし、第九号の一を第十一号とし、第八号の三を第十号とし、第八号の二を第九号とし、第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の二を第六号とする。

第七十三條の十四に次の一項を加える。

14 土地改良法第五十三條の三の第二項（同法第八十九條の二第三項、第九十六條若しくは第九十六條の四又は緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する土地改良法第五十三條の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三條の三の第二項（同法第八十九條の二第三項、第九十六條若しくは第九十六條の四又は緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する場合を含む。）以下本項において同じ。の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三條の二十四第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有して

いる場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。」に改める。

第七十三条の二十七の四第一項中「市街地再開発事業」を「都市再開発法第二十一条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（次項から第四項までにおいて「第一種市街地再開発事業」という。）に改め、同条第三項中「市街地再開発組合が施設建築物に係る不動産を取得した場合又は住宅街区整備組合が」を「住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い」に改め、「市街地再開発組合に關しては、敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、住宅街区整備組合に關しては、及び「市街地再開発組合に關しては「当該市街地再開発組合」と、住宅街区整備組合に關しては」を削り、同項を同条第十項とし、同条第二項を同条第九項とし、同条第一項の次の七項を加える。

2 前条第二項から第五項までの規定は、市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該市街地再開発組合」と読み替えるものとする。

3 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下本項から第八項までにおいて「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲

げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

5 道府県は、再開発会社が、都市再開発法第二十一条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（次項から第八項までにおいて「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第十八条の七第一項第三号の建築物の部分を除く。以下本項及び次項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第

四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

7 道府県は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分（以下本項及び次項において「建築物施設の部分」という。）を取得した場合において同法第十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築物施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二十四条に規定する公共施設（以下本項及び次項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日翌日に国、地方公共団体その他政令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 前条第二項から第五項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「建築物施設の部分の取得にあつては都市再開発法第十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

号」に改める。
第百五十一条第三項中「道路運送車両法」の下に「昭和二十六年法律第百八十五号」を加える。
第二百九十二条第一項第四号中「及び第六十八号の二」を削る。

第二百九十四条第七項及び第三百二十二条第三項第三号中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

第三百二十一条の八第三項中「第四十二条の六第六項」を削り、「第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項」を「第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項」に改める。

第三百四十八条第二項第二十五号を次のように改める。

第二百五 削除
第三百四十八条第二項第二十七号を次のように改める。

二十七 削除
第三百四十九条の三第一項中「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二十三項中「附則第二十三条第八項」を「昭和六十一年法律第九十三号」

附則第二十三条第八項」に改め、同条第二十四項中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」の下に「昭和五十五年法律第七十一号」を加え、「又はエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十一条の二第一号」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十一条の二第一号又は基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第四十七条の六第一号」に改め、同条第二十六項中「農業機械化促進法」の下に「昭和二十八年法律第二百五十二号」を加え、同条第三十項中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同条第三十六項中「高圧ガス保安法」の下に「昭和二十六年法律第二百四号」を加え、同条第三十七項中「又は送電施設及び「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を削り、「五分の二の額」の下に「とし」を加え、「とし、当該償却資産のうち送電

施設の用に供するものにあつては当該償却資産に
対して新たに固定資産税が課されることとなつた
年度から五年度分の固定資産税については当該償
却資産の価格の六分の五の額を削り、同条に次
の二項を加える。

39 農業協同組合法による組合及び連合会、水産
業協同組合法及び森林組合法による組合並びに
政令で定める民法第三十四条の法人が所有し、
かつ、有線放送電話に関する法律（昭和三十
二年法律第五十二号）第二条第二項に規定する
有線放送電話業務の用に供する償却資産で政令
で定めるものに対して課する固定資産税の課税
標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資
産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格
の六分の一の額とする。

40 通信・放送機構が所有し、かつ、直接基盤技
術研究円滑化法第四十七条の二第一号に規定す
る業務の用に供する償却資産で政令で定めるも
のに対して課する固定資産税の課税標準は、前
条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して
新たに固定資産税が課されることとなつた年度
から五年度分の固定資産税については当該償却
資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度
分の固定資産税については当該償却資産の価格
の三分の二の額とする。

「第三百四十九条の四第六項中「第四百十条」を
「第四百十条第一項」に、「こえる」を「超える」
に改める。
第三百六十二条第二項中「第三百六十四条第八
項」を「第三百六十四条第十項」に改める。
第三百六十四条第八項を同条第十項とし、同条
第七項中「又は第五項」を「若しくは第七項」に
改め、「納税通知書」の下に「又は第三項の課税
明細書」を加え、同項を同条第九項とし、同条第
六項第一号中「第三項」を「第五項」に改め、同
項第二号中「すでに」を「既に」に、「こえる」を
「超える」に改め、同項を同条第八項とし、同条
第五項中「第三項の規定」を「第五項の規定」に、
「かわらず、第三項」を「かわらず、第五項」

第一類第二号 総務委員会議録第二号 平成十四年二月二十六日

に、「おいては、第三項」を「おいては、同項」に
改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「基
いて」を「基づいて」に、「第六項」を「第八項
第二号」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」
を「超える」に改め、同項を同条第六項とし、同
条第三項中「基いて」を「基づいて」に、「前項」
を「第二項」に、「以下第六項第一号」を「第八
項第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同
項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項
を加える。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定
資産税を徴収しようとする場合においては、総
務省令で定めるところによつて、次の各号に掲
げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定め
る事項を記載した文書（以下「課税明細書」と
いう。）を当該納税者に交付しなければならない。
一 土地に対して課する固定資産税 当該土地
について土地課税台帳等に登録された所在、
地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税
に係る価格
二 家屋に対して課する固定資産税 当該家屋
について家屋課税台帳等に登録された所在、
家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度
の固定資産税に係る価格

4 市町村は、前項各号に定める事項のほか、第
三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二
の規定の適用を受ける土地又は家屋について
は、当該土地の前項第一号の価格又は当該家屋
の同項第二号の価格にそれぞれ第三百四十九条
の三又は第三百四十九条の三の二の規定に定め
る率を乗じて得た金額を課税明細書に記載しな
ければならない。
第三百六十四条の二第二項中「前条第三項」を
「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」
に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同
条第四項中「行ない」を「行い」に、「附けてそ
の申立」を「付けてその申出」に、「前条第三項」
を「前条第五項」に改める。

「前条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」
に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同
条第四項中「行ない」を「行い」に、「附けてそ
の申立」を「付けてその申出」に、「前条第三項」
を「前条第五項」に改める。

第一類第二号 総務委員会議録第二号 平成十四年二月二十六日

第三百七十三条第六項中「第三百六十四条第三
項」を「第三百六十四条第五項」に改める。
第三百八十二条の次に次の二条を加える。
（固定資産課税台帳の閲覧）
第三百八十二条の二 市町村長は、納税義務者そ
の他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産
課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産とし
て政令で定めるものに関する事項が記載（当該
固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二
項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行
われている場合にあつては、記録。次項、次条
及び第三百九十四条において同じ。）をされて
いる部分又はその写し（当該固定資産課税台帳
の備付けが第三百八十条第二項の規定により電
磁的記録の備付けをもつて行われている場合に
あつては、当該固定資産課税台帳に記録をされ
ている事項を記載した書類。次項及び第三百八
十七条第三項において同じ。）をこれらの者の
閲覧に供しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税
台帳又はその写しを閲覧に供する場合において
は、固定資産課税台帳に記載をされている事項
を映像面に表示して閲覧に供することができる。
（固定資産課税台帳に記載をされている事項の
証明書の交付）
第三百八十二条の三 市町村長は、納税義務者そ
の他の政令で定める者の請求があつたときは、
これらの者に係る固定資産として政令で定める
ものに関する固定資産課税台帳に記載をされて
いる事項のうち政令で定めるものについての証
明書を交付しなければならない。
第三百八十七条に次の二項を加える。

3 市町村長は、納税義務者から第三百八十二条
の二第一項の規定による求めがあつたときは、
土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳
の登録事項と同一の事項が記載（当該土地名寄
帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により
電磁的記録の備付けをもつて行われている場合
にあつては、記録。次項において同じ。）をされ
ていて、当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に記録
をされている事項を映像面に表示して閲覧に供
することができる。
第三百八十九條第一項中「二月末日」を「三月
三十一日」に改める。
第三百九十四条中（「当該固定資産課税台帳の備
付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記
録の備付けをもつて行われている場合にあつて
は、記録。第四百十五條第二項及び第四百十九條
第四項において同じ。」を削る。
第四百十條の見出しを「（固定資産の価格等の決
定等）」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」
に、「二月末日」を「三月三十一日」に改め、同
条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の
価格等を決定した場合においては、遅滞なく、
総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅
地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧
に供しなければならない。
第四百十一條第一項中「前条」を「前条第一項」
に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

第一類第二号 総務委員会議録第二号 平成十四年二月二十六日

にあつては、記録。次項において同じ。）をさ
れている場合に限り、同条第一項の規定により
当該納税義務者の閲覧に供するものとされる固
定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名
寄帳若しくはその写し（当該土地名寄帳の備付
けが前項の規定により電磁的記録の備付けをも
つて行われている場合にあつては、当該土地名
寄帳に記録をされている事項を記載した書類。
次項において同じ。）又は家屋名寄帳若しくは
その写し（当該家屋名寄帳の備付けが前項の規
定により電磁的記録の備付けをもつて行われて
いる場合にあつては、当該家屋名寄帳に記録を
されている事項を記載した書類。次項において
同じ。）を当該納税義務者の閲覧に供すること
ができる。

4 市町村長は、前項の規定により土地名寄帳若
しくはその写し又は家屋名寄帳若しくはその写
しを閲覧に供する場合においては、土地名寄帳
又は家屋名寄帳に記載をされている事項を映像
面に表示して閲覧に供することができる。
第三百八十九條第一項中「二月末日」を「三月
三十一日」に改める。
第三百九十四条中（「当該固定資産課税台帳の備
付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記
録の備付けをもつて行われている場合にあつて
は、記録。第四百十五條第二項及び第四百十九條
第四項において同じ。」を削る。
第四百十條の見出しを「（固定資産の価格等の決
定等）」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」
に、「二月末日」を「三月三十一日」に改め、同
条に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の
価格等を決定した場合においては、遅滞なく、
総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅
地の標準的な価格を記載した書面を一般の閲覧
に供しなければならない。
第四百十一條第一項中「前条」を「前条第一項」
に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

第一類第二号 総務委員会議録第二号 平成十四年二月二十六日

七

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十五條及び第四百十六條を次のように改める。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の作成)

第四百十五條 市町村長は、総務省令で定めるところによつて、土地課税台帳等に登録された土地(この法律の規定により固定資産税を課することができないものに限る。)の所在、地番、地目、地積(第三百四十八條の規定の適用を受ける土地にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九條第四項から第七項までにおいて「土地価格等縦覧帳簿」という。)並びに家屋課税台帳等に登録された家屋(この法律の規定により固定資産税を課することができないものに限る。)の所在、家屋番号、種類、構造、床面積(第三百四十八條の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。)及び当該年度の固定資産税に係る価格を記載した帳簿(次項、次条第一項及び第二項並びに第四百十九條第四項から第七項までにおいて「家屋価格等縦覧帳簿」という。)を、毎年三月三十一日までに作成しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

(土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

第四百十六條 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は

家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、記録)をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3 市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。

第四百十七條の見出しを「固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格

等の決定又は修正等」に改め、同条第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳又はその写しを縦覧に供した日」を「第四百十一條第二項の規定による公示の日」に改める。

第四百十八條中「第四百十條」を「第四百十條第一項」に改める。

第四百十九條第三項を次のように改める。

3 市町村長は、前項の規定によつて、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第四百十九條第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「固定資産課税台帳又はその写しを関係者」を「土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者」に、「固定資産課税台帳に記載」を「土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載(当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が第五項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、記録)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 市町村長は、第二項の規定によつて、土地又は家屋の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならない。

5 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

6 市町村長は、第四項の規定によつて、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成した場合においては、その作成の日から二十日以上期間、その指定する場所において、当該土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し(当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされて

いる事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写し(当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。)を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。

第四百二十二條の三中「第四百十條」を「第四百十條第一項」に改める。

第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項の縦覧期間の初日」を「第四百十一條第二項の規定による公示の日」に、「三十日」を「六十日」に、「縦覧期間の初日からその末日後十日」を「規定による公示の日から同日後六十日」に、「第四百十一條第二項」を「第四百十一條第三項」に改める。

第五百八十六條第二項第一号の十を次のように改める。

一の十 削除

第五百八十六條第二項第一号の二十一及び第一号の二十二を次のように改める。

一の二十一及び一の二十二 削除

第五百八十六條第二項第一号の二十七の次に次の七号を加える。

一の二十八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第三条第三号に規定する離島において、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十九 沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において、同法第十六条第一項に規定する

の二十九 沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において、同法第十六条第一項に規定する

特定民間観光関連施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一 三十 沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において、同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同法第八条に規定する情報通信技術利用事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設し、かつ、当該設備に係る建物（政令で定めるものに限り。）を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一 三十一 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において、同法第三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業又は同法第十号に規定する産業高度化事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一 三十二 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域のうち、政令で定める地域において、同法第三条第九号に規定する製造業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地

地）で政令で定めるものを含む。）

一 三十三 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により金融業務特別地区として指定された地区において、同法第三条第十二号に規定する金融業務に係る事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る建物（政令で定めるものに限り。）の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一 三十四 沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施する同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業又は当該経営基盤強化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

第五百八十六条第二項第二号に次のように加える。
ヲ 土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第 号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除くための施設（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限り。）で総務省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第十号を次のように改める。
十 削除
第五百八十六条第二項第十四号中「第五条第二項」の下に「（沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替へて適用される場合を含む。）」を加え、「同法第二条第三項」を「中小企業経営革新支援法第二条第三項」に改め、同項第二十七号の四中「第二十五条の二十七第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の五 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定において定められた同項第一号に規定する風景地保護協定区域内の土地

第五百八十六条第二項第二十八号中「及び第五号の六」を「第五号の六及び前号」に改め、同項第二十九号中「第二十七号の二」を削る。
第七百一条の三十二第三項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第 号）によるマンション建替事業の施行に伴う同法第二条第七号に規定する施行再建マンションの部分のうち同法第五十八条第一項第三号に規定する区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるもの以外のもの（以下本項において「従前の区分所有権等」に対応しない施行再建マンションの一部」という。）で事業所等の用に供するものの取得があつた場合には、当該取得があつた日において当該従前の区分所有権等に対応しない施行再建マンションの一部で事業所等の用に供するものの新築があつたものとみなし、当該取得者を建築主とみなして、本節中新増設に係る事業所税に關する規定を適用する。

第七百一条の三十四第二項中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加え、同条第三項第十九号の二を次のように改める。
十九の二 沖縄振興特別措置法第六十八条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される同法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

第七百一条の三十四第七項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律によるマンション建替事業によつてされる同法第二条第七号に規定する施行再建マン

ションで事業所等の用に供するものの新築
第七百四十三条第一項中「二月末日」を「三月三十一日」に改める。
第七百四十五条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「第八項」を「第三項、第四項及び第十項」に改める。
第七百四十七条中「指定日前に第七百四十三条第一項又は第二項の規定により当該償却資産の所有者に対してされた通知は第四百五十五条第一項の規定による縦覧と」を削る。

附則第三条の三中「三十二万円」を「三十六万円」に改める。
附則第八条第一項中「第四十二条の四及び第六十八条の二」を「並びに租税特別措置法第四十二条の四の規定」に、「第六十八条の二」を「の規定」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

附則第八条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。
附則第九条の二第一項中「平成十四年五月十四日」を「平成十九年五月十四日」に改める。
附則第十条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを削り、第十項を第五項とし、第十一項を第六項とする。

附則第十条の二第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。
附則第十一条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「乗じて得た額」の下に「（当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で当該補助を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額）」を加え、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三

項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で前項に規定する補助を受けた額が同条第六項に規定する貸付けを受けた額を超えるときにおける同項の規定の適用については、同項中「割合を乗じて得た額」とあるのは、「割合を乗じて得た額の五分の四に相当する額」とする。

附則第十一条第六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「五分の二」を「三分の一」に改め、同条第八項中「第七十三条の四第一項第十九号の三」を「第七十三条の四第一項第二十四号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「昭和六十二年法律第六十二号」を加え、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「農業協同組合」を「農

業協同組合」に改め、「譲渡」の下に「により不動産を取得した場合又は漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号に規定する事業を行うものに限る。）が漁業協同組合から水産業協同組合法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業（同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡により不動産を取得した場合若しくは水産加工業協同組合から同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同法第九十六条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定による信用事業（同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡」を加え、同条第三十一項中「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に、「第二条第二項に規定する特定農業協同組合（第一号において「特定農業協同組合」という。）又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会（以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。）を「第二条第一項に規定する特定農業協同組合等（同項第六号に掲げるものを除く。第一号において「特定農業協同組合等」という。）に、「第二条第五項」を「第二条第四項」に改め、「同項第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第一号中「特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会」を「特定農業協同組合等」に、「農林中央金庫及び特定農業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項」を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項」に、「次号において「信用事業」という。」を「同項第五号に掲げるものを除く。」に改め、同項第二号中「農林中央金庫が」の下に「農林中央金庫及び特定農業

協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第一項第二号に規定する」を加え、「信用事業」を「同条第三項に規定する信用事業（同項第一号に掲げるものに限る。）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条に次の三項を加える。

30 軽自動車検査協会が道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

31 高圧ガス保安協会が高圧ガス保安法第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

32 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十八条第一項第二号に掲げる者が同法第二条第四号に規定するマンション建替事業の施行に伴い同条第七号に規定する施行再建マンションの敷地の用に供する土地（住宅の用に供するものを除く。）を取得した場合又は同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項の規定による請求を受けて同法第十三号に規定する区分所有権及び同条第十三号に規定する敷地利用権を譲渡した者若しくはやむを得ない事情に於いて認められる者として政令で定めるものが同法第二条第六号に規定する施行マンション内において行つていた事業（同法第十四条第一項又は第四十九条第一項の規定による公告があつた時において行われていたものに限る。）を引き続き行うため当該事業の用に供する土地（住

宅の用に供するものを除く。）を取得した場合における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の三第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地を取得した日から三年以内に当該土地の上に住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を当該住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限り、次号又は第三号に該当する場合を除く。）

附則第十一条の三第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号又は第二号」に、「附則第十一条の三第一項第一号」を「附則第十一条の三第一項第一号又は第二号」に改め、「これら」とあるのは「同号」とを削る。

附則第十一条の五第三項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第十一条の六中「附則第十一条第二項若しくは第五項」を「附則第十一条第三項」に改める。附則第十五条第一項中「平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第三項中「平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「これらの者」を「同項に規定する倉庫業者」に改め、「特定港湾一般港湾運送事業者等（」の下に「これらの者のうち、を、限る」の下に「ものとし、これらの者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む」

を加え、同条第五項中「にあつては昭和六十二年四月一日以後において設置されたものを除くもの」とし、第六号に掲げる設備にあつては昭和五十二年六月十八日以後において新設されたもの、第五号に掲げる施設のうち一般廃棄物の最終処分場にあつては昭和五十五年一月二日以後において取得されたものに限り、のう、平成十四年三月三十一日までを「を、除く。」のう、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までを「第六号に掲げるもの」を「第五号に掲げるもの」に、「三分の一、第七号」を「二分の一、第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）又は第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第八号」に改め、同項第五号中「並びに同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの

附則第十五条第六項を次のように改める。

6 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる償却資産のうち、それぞれ当該各号に定める日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（第一号に掲げる償却資産にあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該償却資産のうち総務省令で定めるものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他政令で定めるものを処

理するための償却資産で政令で定めるもの
平成十四年四月一日

二 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水処理するための償却資産で政令で定めるもの
平成十四年四月一日

三 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下本号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の第三項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で政令で定めるもの
平成十四年四月一日

四 土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産（同法第五条第一項に規定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限り、）で政令で定めるもの
土壌汚染対策法の施行の日

附則第十五条第七項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第八項中「第八号」を「第九号」に改め、昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、を削り、除く。の下に「のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたもの」を加え、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り、を削り、「二分の一（第五項第七号）を「三分の二（第五項第九号）に、「三分の二」を「二分の一」に改

め、同条第九項を次のように改める。

9 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設（第三百四十九条の三第三項、第四項又は第十九項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（第二号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五）の額とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の焼却施設で政令で定めるもの

二 大気汚染防止法第二条第五項に規定する一般粉じんを処理するための施設で政令で定めるもの

三 大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙を処理するための施設で政令で定めるもの
附則第十五条第十項中「平成十三年度」を「平成十五年度」に改め、同条第十三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「定めるもの」の下に「以下本項及び」を加え、平成十年度から平成十三年度までの各年度分、平成十四年度分及び平成十五年度分」に改め、「二分の一」の下に「（当該固定資産のうち当該外資埠頭公社が外資埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準と

なるべき価格の五分の三）を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「三分の一」を「五分の一」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十三項中「食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の四」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「平成十三年度」を「平成十八年度」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項を同条第三十八項とし、同条第四十項を同条第三

十九項とし、同条第四十一項中、「第十九項又は第二十項」及び、「第十九項及び第二十項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項を同条第四十一項とし、同条第四十三項及び第四十四項を削り、同条第四十五項中「平成十一年四月一日」を「平成十四年四月一日」に改め、「二分の一」の下に「当該償却資産のうち緊急に整備する必要があるものとして総務省令で定めるものにあつては、四分の一」を加え、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「同条第一項に規定する獣畜」を「牛」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「償却資産」を「家屋及び償却資産」に、「固定資産税」を「固定資産税又は都市計画税」に、「第三百四十九条の二」を「第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項」に改め、同項を同条第四十八項とする。

附則第十五条の二第一項中「から第二十項まで」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項中「次条」を「次条第一項」に、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の三第一項中「平成九年度から平成十三年度まで」を「平成十四年度から平成十八年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同条第二項中「北海道旅客会社等又は」及び「当該北海道旅客会社等若しくは」を削り、「平成十三年度」を「平成十八年度」に改める。

附則第十五条の四 市町村は、第三百六十四条第四項の規定にかかわらず、前三条の規定の適用を受ける土地又は家屋については、第三百六十四条第三項各号に定める事項のほか、前三条の規定により固定資産税の課税標準とされる額を課税明細書に記載しなければならぬ。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同条に次の一項を加える。

8 市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、前各項の規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第二十八条第三項中「附則第十五条の四」を「附則第十五条の五」に改める。

附則第二十九条中「第三百六十四条第七項」を「第三百六十四条第九項」に改める。

附則第三十一条の二第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項までの規定の」を「又は第二項の規定の」に、「附則第三十一条の二第一項及び第二項」を「附則第三十一条の二第一項若しくは第二項」に、「附則第三十一条の二第二項若しくは第三項まで」を「附則第三十一条の二第二項若しくは第二項」に、「附則第三十一条の二第五項」を「附則第三十一条の二第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「か

ら第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十一条の二の二第二項中「附則第十条第五項若しくは第七項から第十一項まで又は第十二条第十七項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」を「附則第十条第三項、第五項若しくは第六項又は第十一項第十五項、第二十三項、第二十五項、第二十六項、第二十八項、第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」に改める。

附則第三十一条の三第四項及び第五項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の下に「昭和五十五年法律第三十四号」を加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 運輸施設整備事業団が運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第十四条第二項第二号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十四年度から平成二十年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号（第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

附則第三十一条の三の二第二項中「平成十三年四月一日において」を削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること、」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三十三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免

除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第四項中「同項に規定する譲渡者」を「附則第三十一条の三の二第一項に規定する譲渡者」に、「使用させ、又は」を「使用させること」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十一条の三の三第一項中「平成十三年四月一日において」を削り、「同日」を「平成十三年四月一日」に、「予定であること又は」を「予定であること、」に改め、「する予定であること」の下に「又は当該土地を第六百三十三条の二第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第三項中「同項に規定する非課税土地」を「附則第三十一条の三の三第一項に規定する非課税土地」に、「使用させ、又は」を「使用させること」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

附則第三十二条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第八項及び第九項中「取得で政令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項又は第六

項の規定に該当する土地（以下本項において「免

除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること」を加え、「使用させ、又は」を「使用させたこと」に改め、「したこと」の下に「又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこと」を加え、同条第四項中「同項に規定する譲渡者」を「附則第三十一条の三の二第一項に規定する譲渡者」に、「使用させ、又は」を「使用させること」に改め、「特例譲渡をすること」の下に「又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させること」を加える。

項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで 百分の一
二 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項中「次条第六項」を「次条第四項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「事業に係る事業所税をいう。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「次条第十項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第三十二条の四第一項中「十四年」を「十六年」に改め、同条第二項中「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六條に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。」及び「（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六條に規定する認定計画に従つて整備されるものを除く。）を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「九年」を「十一年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第八項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項を同条第十一項とし、同条に次の四項を加える。

12 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第八条に規定する同意観光振興計画において定められた同法第六条第三項第一号に規定する観光振興地域において設置される同法第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該特定民間観光関連施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三第二項第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

13 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八條第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

14 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興特別措置法第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

15 指定都市等は、事業所用家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定計画に従つて整備される同法第二条第一項に規定する特定施設（同項第一号に掲げるもののうち政令で定めるもの、同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの、同項第五号イ及びロに掲げるもの、同項第六号イ、ロ及びトに掲げるもの、同項第七号に掲げるもののうち同号ロ又はハに掲げる施設と同号ニに掲げる施設が一体的に設置されるもの並びに同項第八号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げるもの）に限り、第二項に規定する中核的民間施設に該当するものを除く。のうち政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該特定施設に係る同法第六条に規定する認定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の五中「若しくは第二項」を削る。
附則第三十二条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十二条の四第五項」を「附則第三十二条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十二条の四第八項」を「附則第三十二条の四第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「附則第三十二条の四第十四項」を「附則第三十二条の四第十二項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 附則第三十二条の四第十三項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。
9 附則第三十二条の四第十四項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十九年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該

施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

10 中小企業支援法第二條第一項に規定する中小企業者（以下本項において「中小企業者」という。）が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八條第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの（産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。）に係る施設に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十六年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

11 附則第三十二條の四第十五項に規定する特定施設に係る事業所等のうち平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六條

に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該特定施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該特定施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の八第一項中「次条第一項において「北海道旅客会社等」という。」を削り、「平成十四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。附則第三十二條の九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十二條の七第四項」を「附則第三十二條の七第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十四條第一項中「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を「百分の二に相当する金額」に改め、各号を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「八十万円」とあるのは「六十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、同項第三号中「百六十万円」とあるのは「三百八十万円」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第三項を「百分の二に相当する金額」とあるのは「百分の四に相当する金額（課税長期譲渡所得金額が四千

万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額」と、第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 平成十二年度から平成十六年度までの各年度の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一條第二項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、前項において準用する第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する市町村民税の所得割の額は、前項において準用する第一項の規定にかかわらず、当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する額とする。

附則第三十四條の二第一項中「前条第一項各号及び同条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一條の二第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「前条第一項各号」を「前条第一項」に、「同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」を「同条第一項の規定及び同条第五項の」に改め、同条第五項中「第三十一條の二第二項第七号から第十号まで」を「第三十一條の二第二項第八号から第十一号まで」に、「同項第十一号若しくは第十二号」を「同項第十二号若しくは第十三号」に、「同条第二項第七号から第十二号まで」を「同条第二項第八号から第十三号まで」に改め、同条第七項中「第三十一條の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一條の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則第三十四條の三第一項中「同条第二項の規定により適用される場合を含む。」を削り、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「附則第三十四條第五項において準用する同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項の」

と、「同条第一項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第一項各号」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項」を「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項の規定及び同条第五項」に改める。

附則第三十五條第一項第一号中「附則第三十四條第四項第三号」を「附則第三十四條第三項第三号」に改め、同条第二項中「附則第三十四條第四項第二号」を「附則第三十四條第三項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十四條第四項」を「附則第三十四條第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「及び次項」の下に「並びに附則第三十五條の二の三第一項及び第二項」を加え、「附則第三十五條の二の三第二項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に改める。

附則第三十五條の二の二第一項中「並びに次条第二項」を「次条第一項及び第二項、附則第三十五條の二の四第一項並びに附則第三十五條の三第四項」を「次条第一項及び第二項、附則第三十五條の二の四第一項、第三十五條の二の六第二項並びに第三十五條の三第四項」に改める。

附則第三十五條の二の三第三項中「及び前条第一項」を「及び第三十五條の二の二第一項」に、「附則第三十五條の二の六第一項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に、「附則第三十五條の二の六第一項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に改め、同条第四項中「附則第三十五條の二の三第四項」を「附則第三十五條の二の六第四項」に改め、同条第七項中「前条第一項から」を「第三十五條の二の二第一項から」に、「前条第七項」を「附則第三十五條の二の二第七項」に、「附則第三十五條の二の三第一項」を「附則第三十五

条の二の六第一項に、「附則第三十五条の二の第三項」を「附則第三十五条の二の六第七項」に、「前条第一項及び」を「附則第三十五条の二の第二項及び」に改め、「次条第一項」とあるのは「次条第七項において準用する同条第一項」とを削り、「附則第三十五条の二の第三項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に、「附則第三十五条の二の第三項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の次に次の三

条を加える。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)
第三十五条の二の三 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座(以下本項及び次項並びに次条第一項において「特定口座」という。)(その者が二以上の特定口座を有する場合)には、それぞれの特定口座。次項において同じ。に同法第三十七条の十一の第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等(以下本項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 証券取引法第六十一条の二第一項の規定による信用取引(以下本項において「信用取引」という。)を行う道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第三号に規定する上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した

同条第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡(以下本項において「信用取引に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。

(上場株式等取引報告書の提出義務等)
第三十五条の二の四 前年分の所得税に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選

出書(以下本項において「特定口座源泉徴収選出書」という。)(以下本項において「特定口座源泉徴収選出書」という。)(提出された特定口座が一月一日現在において開設されている同法第三十七条の十第二項に規定する証券業者は、当分の間、同月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該特定口座源泉徴収選出書を提出した特定口座を有する者の氏名及び住所、前年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他必要な事項を当該特定口座を有する者の一月一日現在における住所所在の市町村別に作成された上場株式等取引報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。い。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第四十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「第三百七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の規定によつて上場株式等取引報告書を提出する義務がある証券業者(租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者をい

う。)(前年分の所得税に係る同法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選出書を提出した同法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座(以下本項において「選出書」という。)(以下本項において「選出書」という。)(提出された特定口座が一月一日現在において開設されている者(以下本項から第三項までにおいて「選出書開設者」という。)(第三百七条の六第一項」と、若者前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「者を除く。)(前年中において選出書に係る所得(選出書開設に係る附則第三十五条の二の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の附則第三十五条の二の二第一項に規定する譲渡による所得及び選出書開設において処理された租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得をいう。以下本項から第三項までにおいて同じ。)(以外の所得を有しなかつたもの(社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。)(第三百七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び」と、

「(公的年金等」とあるのは「(選出書開設に係る所得及び公的年金等」と、同条第二項中「第三百七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百七条の六第一項」と、「これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選出書開設者で前年中において選出書に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、同条第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「の支払を受けている選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び」と、同条第三項中「第三百七条の六第一項又は第三項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選出書開設者で前年中において選出書に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において」と、「若者前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選出書開設者で前年中において選出書に係る所得及び」とする。二 第三百七条の二の規定の適用については、同条第一項中「第三百七条の六第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の四第一項の規定によつて上場株式等取引報告書を提出する義務がある証券業者(租税特別措置法第

三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。第五項及び第三百二十一条の第三第二項において同じ。に前年分の所得税に係る同法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出した同法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座（以下本項において「選択口座」という。）を一月一日現在において開設している者（以下本項から第三項までにおいて「選択口座開設者」という。）（第三百十七條の六第一項」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「者を除く。で前年中において選択口座に係る所得（選択口座に係る附則第三十五條の二の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の附則第三十五條の二の二第一項に規定する譲渡による所得及び選択口座において処理された租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡による所得をいう。以下本項から第三項までにおいて同じ。）以外の所得を有しなかつたもの（社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額若しくは扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、第三百十三條第八項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。）、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在

において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「（公的年金等）とあるのは「（選択口座に係る所得及び公的年金等）」と、同条第二項中「第三百十七條の六第一項」とあるのは「附則第三十五條の二の四第一項の上場株式等取引報告書、第三百十七條の六第一項」と、これらの規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、同条第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において公的年金等の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び「（選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得以外の所得を有しなかつたもの、第三百十七條の六第一項の規定によつて給与支払報告書」と、「給与又は」とあるのは「給与の支払を受けている選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかつたもの又は同条第三項の規定によつて公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において」と、「者で前年中において給与所得以外の所得又は」とあるのは「選択口座開設者で前年中において選択口座に係る所得及び」と、同条第五項中「者のうち」とあるのは「者のうち前年中において証券業者に租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第一号

に規定する特定口座を開設してしたことにより同条第七項の規定により同項の報告書を交付されるもの又は」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「給与所得又は」とあるのは「給与所得若しくは」と、「当該源泉徴収票又は」とあるのは「当該報告書若しくはその写し又は当該源泉徴収票若しくは」とする。

三 第三百二十一条の第三第二項の規定の適用については、同項中「あるとき」とあるのは、「あるとき（同項ただし書の規定に基づき同項の申告書を提出しない給与所得者にあつては、当該給与所得者が、総務省令で定めるところにより、当該市町村に対して直接に又は当該給与所得者に係る附則第三十五條の二の四第一項の上場株式等取引報告書を提出する義務を有する証券業者を通じて、給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたとき）」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（上場株式等取引報告書の提出義務違反に關する罪）

第三十五條の二の五 前条第一項の規定によつて提出すべき上場株式等取引報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした上場株式等取引報告書を提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においてはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表

するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則第三十五條の三第一項中「を払込み」の下に「（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下本条において同じ。）を加える。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

附則第三十九條第五項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「附則第三十九條第四項」の下に「と、附則第十五條の五中、附則第十五條から第十五條の三まで」とあるのは「附則第十五條から第十五條の三まで又は第三十九條第四項」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百六十二條第二項、第三百六十四條、第三百六十四條の二、第三百七十三條第六項及び第三百八十九條第一項の改正規定、第四百十條の改正規定（「二月末日」を「三月三十一日」に改める部分に限る。）、第四百十一條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第四百十五條から第四百十七條まで、第四百十九條、第四百三十二條第一項、第七百四十三條第一項、第七百四十五條第一項、第七百四十七條及び附則第十五條の四の改正規定、同条を附則第十五條の五とし、附則第十五條の三の次に一項を加える改正規定、附則第十六條に一項を加える改正規定、附則第二十八條第三項、第二十九條、第三十五條の二第一項、第三十五條の二の二第一項及び第三十五條の二の三の改正規定、同条を附則第三十五條の二の六とし、附則第三十五條の二の二の次に三條を加える改正規定並びに附則第三十九條第五項の改正規定並びに次条第二項、附則第四條第二項並びに第五條第八項及び第九項の規定 平成十五

年一月一日

二 第三百四十八條第二項第二十七号及び第三百四十九條の三第二十三項の改正規定、第三百八十二條の次に二項を加える改正規定、第三百八十七條に二項を加える改正規定並びに第三百九十四條の改正規定 平成十五年四月一日

三 第二十四條第五項、第五十二條第二項第三号、第七十二條の五第一項第九号、第二百九十四條第七項、第三百十二條第三項第三号及び第七百一條の三十二の改正規定、第七百一條の三十四の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、附則第十一條に三項を加える改正規定（同条第三十一項に係る部分に限る。）並びに附則第三十四條の二第二項、第五項及び第七項の改正規定（マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第号）の施行の日

四 第七十三條の二十七の四の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日

五 第五百八十六條第二項第一号の二十七の次に七号を加える改正規定、同項第十四号及び第七百一條の三十四第三項の改正規定、附則第三十二條の四に四項を加える改正規定（同条第三十二項から第三十四項までに係る部分に限る。）、附則第三十二條の七第九項の改正規定並びに同項を同条第七項とし、同条に四項を加える改正規定（同条第十項及び第十一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六條第六項から第十一項までの規定（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第号）の施行の日

六 第五百八十六條第二項第二号の改正規定及び附則第十五條第六項の改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、並びに附則第六條第十二項の規定（土壌汚染対策法（平成十四年法律第号）の施行の日

七 第五百八十六條第二項第二十七号の四の次に一号を加える改正規定及び同項第二十八号

第一類第二号 総務委員会議録第二号 平成十四年二月二十六日

の改正規定（自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日
八 附則第十一條第九項の改正規定（平成十四年三月三十一日）を「平成十六年三月三十一日」に改める部分に限る。）、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日

九 附則第三十一條第三十項の改正規定（同項を同条第二十八項とする部分を除く。）、及び同条第三十一項の改正規定（同項を同条第二十九項とする部分を除く。）、水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日

十 附則第三十二條の四に四項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第二條第一項第六号に掲げる施設に係る部分に限る。）に限る。）、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）
第二條 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五條の二の三から第三十五條の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

3 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十條第八項の規定は、同項に規定する決定が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該決定を受けて行う保険業法（平成七年法律第五十五号）第二百六十條第二項に規定する破綻保険会社（次項において「破綻保険会社」という。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づく不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十條第八項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一條の二第二項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）附則第三條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十條第八項」とする。

3 旧法附則第十條第九項の規定は、同項に規定する委託の申出が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該委託を受けて行う破綻保険会社、保険業法第二百七十條の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百七十四條第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りによる不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十條第九項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一條の二第二項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）附則第三條第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十條第九項」とする。

4 旧法附則第三十一條第十三項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十六年三月三十一日」とする。

（市町村民税に関する経過措置）
第四條 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五條の二の三から第三十五條の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

3 新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、平成十四年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）
第五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百八十二條の二、第三百八十二條の三、第三百八十七條、第三百八十九條、第四百十條第一項及び第七百四十三條の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第二十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第一項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産

に對して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に對して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に對して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九条の三第三十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に對して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法第三百四十九条の三第四十項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に對して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新法第三百六十四条、第四百十一條第一項、第四百十五條から第四百十七條まで、第四百十九條、第四百三十二條、第七百四十七條、附則第十五條の四、附則第十六條第八項及び附則第三十九條の規定は、平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における旧法第三百九十四條の規定の適用については、同条中「記録。第四百十五條第

二項及び第四百十九條第四項において同じ。」とあるのは、「記録」とする。

10 平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十四年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する施設又は設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前に取得された旧法附則第十五條第六項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

14 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第七項に規定する構築物に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 施行日前に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する施設又は設備に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設又は設備に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

16 施行日前に取得された旧法附則第十五條第九項に規定する施設に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設に係る同項の

規定の適用については、同項中「かわらず、平成十年から平成十三年度までの各年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

17 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十六項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十四項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十二年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十三項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第三十六項に規定する電気通信設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十三項に規定する電気通信設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 平成十一年七月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十

五條第四十四項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第四十五項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第四十六項に規定する設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第五十一項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六條第六項に規定する貸家住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(特別土地保有税に関する経過措置)

第六條、別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法附則第三十一條の三の二及び第三十一條の三の三の規定を除く。)中土地に對して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法附則第三十一條の三の二及び第三十一條の三の三の規定を除く。)中土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六條第二項第一号の十に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合におい

て当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地及び同日前に新築され、又は増築された同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十一に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて施行日前に新築され、又は増築されたものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 施行日前に新築され、又は増築された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十二に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六条第二項第一号の二十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法第五百八十六条第二項第一号の二十九の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

8 新法第五百八十六条第二項第一号の三十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものの敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

する特別土地保有税について適用する。

9 新法第五百八十六条第二項第一号の三十一の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

10 新法第五百八十六条第二項第一号の三十二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

11 新法第五百八十六条第二項第一号の三十三の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

12 新法第五百八十六条第二項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、土壌汚染対策法の施行の日以後に取得される同号に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

13 旧法第五百八十六条第二項第十号に規定する土地（施行日前に取得され、かつ、同号に規定する事業の用に供されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14 旧法附則第三十一条の二第三項に規定する土地（平成十六年三月三十一日までに取得されるものに限る。）の取得に対して課すべき特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

15 施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」とあるのは、「若しくは第二十九項第一号若しくは第二号」とする。

16 施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地等予定地のため譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第七条 新法附則第三十二条第一項、第六項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項並びに附則第十條第三項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年分の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の三第一項に規定する事業のうち、平成十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十四年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の七第八項に規定する事業のうち、同項に規定する施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この項において同じ。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第九条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

附則第十一條中第十二項を第十三項とし、第四項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 施行日以後に新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における地方税法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)による改正後の地方税法第七十三条の十四第十四項の規定の適用については、同項中「第二十二條の四第二項」とあるのは、「第二十二條の四第二項若しくは同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三條第二項」とする。

理 由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充及び住宅用地に係る

不動産取得税の税額の減額措置の要件の緩和等を図るほか、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を不要とする特例の創設及び固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十三号及び第十四号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第十号、第十

十六 臨時財政対策債償還費

四号及び第十五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十七 臨時財政対策債償還費

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第二項の表第十四号及び第十八号中「最近の学校基本調査の結果による」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した」に改め、同表第四十六号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表第四十七号及び第五十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、

五十四 臨時財政対策
地方財政法第三十三條の五の二第一項の規定により平成十三年度において起こすことができることとされた地方債の額
千円

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表道府県の項第九号、第十

二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十五 臨時財政対策債償還費

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
種別補正

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「及び平成十二年度」を「から平成十三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号、第十

二号及び第十三号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十五 臨時財政対策債償還費

臨時財政対策のため平成十三年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
種別補正

附則第四条の見出し中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「千八百億円」を「四千八百億円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第九号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)」に、「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に、「三千九百六十九億八千万円」を「千四百億円」に改め、同項第三号中「千七百二十五億円」を「千五百七十八億円」に改め、同項第四号中「二百八十八億円」を「三百二十八億円」に改め、同項第五号中「一兆四千七百五十九億円」を「三兆三千二百一十六億円」に改め、

に改め、同項第六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「一兆七千八百六十九億四千八百七十九千円」を「一兆八千三百一十一億九千八百七十九千円」に改め、同項第七号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二兆二千八百五億四千九百万円」を「二兆九千九百四十億三千七百万円」に改め、同項第八号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二十八兆五千三百三十三億五千五百九十九万八千円」に改め、同項第九号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆三千百九億千七百五十万円」を

「十一兆七千八百六十九億四千八百七十九千円」に改め、同項第十号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十二年まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆五千五百七十六億二千円」を「二兆二千八百五億四千九百円」に改め、同項第十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「二兆六兆二千六百三十二億五千八百三十二万九千円」を「二兆八兆五千三百三十三億七千九百九十八千円」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「六千三百二十九億円」を「五千六百八十九億円」に改め、同条第二項中「平成十三年度分」を「平成十四年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同条第四項中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百六億六千七百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億円」を「五千八百七十七億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千五百五十七億円」に、「五千三百六十六億三千五百七十九千円」を「六千七百七十一億三千五百七十九千円」に、「二千三百四

十七億円」を「三千八百九十一億五千万円」に改め、同条第五項中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百一十一億二千円」を「三千六百五十九億二千円」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三百三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百円」を「二千四百六十六億二千九百円」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百円」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 平成十五年度から平成三十年度までの各年度の交付税の総額は、平成十五年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により加算される額並びに次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十九年までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から前項までの規定により加算される額及び同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額とする。

平成二十二年
度
平成二十三年
度
平成二十四年
度
平成二十五年
度
平成二十六年
度
平成二十七年
度
平成二十八年
度
平成二十九年
度

六千二百九十八億
五千五百四十七億
四千七百四十二億
三千九百四十六億
三千百二十四億
二千三百五十一億
千五百十六億
七百八十四億

附則第四条の二第七項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「六千五百二十二億七千五百六十二万二千円」を「五千三百八十億七千五百六十二万二千円」に、「千七百八十三億百八十九万七千円」を「千五百八十五億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十四年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「当該各年度において」を「平成十五年度において」に、「当該各年度における」を「同年度における」に改め、「平成十四

年度にあつては、当該額から次に掲げる額の合算額を控除した額」を削り、各号を削る。

附則第四条の四第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第五条第一項の表第三号及び同条第二項の表第三号中「発行を許可された」を「発行について同意又は許可を得た」に改める。

附則第九条中「平成三十三年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費					一〇、七四四、〇〇〇円
二 土木費					
1 道路橋りょう費					
(1) 経常経費					
(2) 投資的経費					
2 河川費					
(1) 経常経費					
(2) 投資的経費					
3 港湾費					
(1) 経常経費					
警察職員数	一人につき				
道路の面積	千平方メートルにつき	二二七、〇〇〇			
道路の延長	一キロメートルにつき	五、五四九、〇〇〇			
河川の延長	一キロメートルにつき	一四四、〇〇〇			
河川の延長	一キロメートルにつき	八九六、〇〇〇			
港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、五〇〇			
漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一五、〇〇〇			

年	度	金	額
平成十五年	度		千二百六十七億円
平成十六年	度		二千六百六十七億円
平成十七年	度		三千四百三十三億円
平成十八年	度		四千二百八十九億円
平成十九年	度		五千三百三十九億円
平成二十年	度		五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年	度		六千七百三十五億円

(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長 漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき 六、八八〇	九、三一〇
4 費	その他の土木		
(1) 経常経費	人口	一人につき 一、四五〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき 八八二	
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき 五、四一五、〇〇〇	
2 中学校費	教職員数	一人につき 五、三〇六、〇〇〇	
3 高等学校費	教職員数	一人につき 八、〇八三、〇〇〇	
(1) 経常経費	生徒数	一人につき 七〇、六〇〇	
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき 五、四六〇	
4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき 五、五二七、〇〇〇	
(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき 二八四、〇〇〇	
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき 一、四三三、〇〇〇	
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき 一、七四八、〇〇〇	
5 費	その他の教育	一人につき 二、三〇〇	
四 厚生労働費			
1 生活保護費	高等専門学校及び大学の学生の数の数	一人につき 三、八二、〇〇〇	
2 社会福祉費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 二、二八、七〇〇	
(1) 経常経費	町村部人口	一人につき 五、五八〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき 六、八五〇	
3 衛生費	人口	一人につき 四四七	
4 高齢者保健福祉費	人口	一人につき 五、八四〇	
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき 三、八、〇〇〇	
(2) 投資的経費	七十歳以上人口	一人につき 三、五、三〇〇	
5 労働費	六十五歳以上人口	一人につき 二、九七〇	
五 産業経済費	人口	一人につき 七六二	

1 農業行政費	農家数	一戸につき 一〇九、〇〇〇	
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき 七九、九〇〇	
(2) 投資的経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき 四、五六〇	
2 林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき 一一、四〇〇	
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき 八、〇一〇	
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき 二、四八、〇〇〇	
3 水産行政費	水産業者数	一人につき 六三、二〇〇	
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき 二、七〇〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき 五、四四	
4 商工行政費	人口	一人につき 一、二二〇	
六 その他の行政費	人口	一世帯につき 一、三六、一〇〇	
1 企画振興費	世帯数	一人につき 八、三〇〇	
(1) 経常経費	恩給受給権者数	一人につき 一、二二〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき 二、一三〇	
2 徴税費	人口	一人につき 三、八九、〇〇〇	
3 恩給費	人口	一人につき 九、五〇	
4 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき 八〇〇	
(1) 経常経費	人口	一人につき 二、一三〇	
(2) 投資的経費	人口	一人につき 三、八九、〇〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた元利償還金	千円につき 八〇〇	
八 補正予算債償還費	昭和五十年年度から平成十三年年度までの各年度において国の補正予算等による事業費の財源に充てられた地方債に充てられた地方債の額	千円につき 二一〇	

九 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十三年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十 地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六五
十一 臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成六十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十二 公共事業等臨時特例償還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九
十三 財源対策償還費	平成六年度から平成十三年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	九二
十四 減税補てん償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十三年までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一
十五 臨時税収補てん償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	一三七
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	一四

市町村	一 消防費 二 土木費 1 道路橋りょう費	人口	一人につき	一〇、九〇〇円
	2 港湾費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	道路の面積 道路の延長	平方メートルにつき 一キロメートルにつき	一一四、〇〇〇 五七一、〇〇〇
	(1) 経常経費	港湾における係留 施設の延長	メートルにつき	三五、一〇〇
	(2) 投資的経費	港湾における係留 施設の延長	メートルにつき	一四、七〇〇
	(1) 経常経費	漁港における外郭 施設の延長	メートルにつき	九、三一〇
	(2) 投資的経費	漁港における外郭 施設の延長	メートルにつき	六、八八〇
	3 都市計画費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	都市計画区域における人口 都市計画区域における人口	一人につき 一人につき	一、三七〇 一、二〇〇
	4 公園費 (1) 経常経費	人口	一人につき	六八一
	(2) 投資的経費	都市公園の面積	平方メートルにつき	四四、二〇〇
	5 下水道費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口	一人につき	一五〇
	6 その他の土木費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口	一人につき	一〇五
三 教育費 1 小学校費 (1) 経常経費	人口	一人につき	一、六三〇	
	人口	一人につき	三三六	
	児童数	一人につき	四七、三〇〇	
	学級数	一学級につき	九五〇、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一〇、八二五、〇〇〇	

一五

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十三年度から平成三十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十三年度分の借入金限度額から三百九十一億円」を「平成十四年度分の借入金限度額から三百九十二億円」に改める。		（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正） 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十三年度から平成三十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十七年度まで」に改め、「平成十三年度分の借入金限度額から三百九十一億円」を「平成十四年度分の借入金限度額から三百九十二億円」に改める。	
平成十六年度 平成十七年度 平成十八年度 平成十九年度 平成二十年度 平成二十一年度 平成二十二年	地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第二項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの
九千六百五十九億円 一兆六百三十二億円 一兆千六百八十三億五千万円 一兆二千五百六十九億円 一兆三千三百八十八億円 一兆五千二百七十八億円 一兆六千八百六十七億五千万円	千二百七十九億円 千四百八億円 千五百四十八億円 二千三百九十一億円 二千九百五十七億円 三千三百二十七億円 三千六百五十九億二千九百円	九千八百六十九億円 一兆三千九百八十八億円 一兆八千三百九十八億円 二兆二千三百五十三億円 二兆五千九百八十二億円 二兆九千九百九十九億六千万円 二兆七千八百七十五億四千万円	

平成二十三年
平成二十四年
平成二十五年
平成二十六年
平成二十七年
平成二十八年
平成二十九年
平成三十年
平成三十一年
平成三十二年
平成三十三年
平成三十四年
平成三十五年
平成三十六年
平成三十七年

四千六百三十四億円
四千八百五十九億円
五千八百七十七億円
五千五百九十六億円
六千五百五十七億円
六千七百七十一億三千五百九十九千円
三千八百九十一億五千萬元
千三百億円

千五百三十一億円
千六百八十五億円
千八百五十四億円
二千三百九十九億円
二千二百四十一億円
二千四百六十六億二千九百萬元
千三百八十一億八千八百萬元
百七十三億円

二兆五千七十億五千万円
二兆三千八百十一億円
二兆四千十億六千五百萬元
二兆二千八百三十六億二百五十萬元
一兆六千九百二億三千八百萬元
一兆六百六十億四千二百四十万八千円
六千三百四十億三千八百萬元
三千七億円
二千三百七億円
二千二百二十七億円
二千二百二十二億円
二千三百二十三億円
二千四百二十八億円
三千七百三十七億円
三千九百五億円

附則第六条中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第六条の二第一項及び第六条の三第一項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第七条各号列記以外の部分中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、「平成十四年度及び」を削り、「平成二十八年」を「平成二十九年度」に改め、「平成二十九年度及び」を削り、同条第二号中「一兆二千七百三十三億円」を「一兆三千三百八十八億円」に、「一兆四千五百五十七億円」を「一兆五千二百七十八億円」に、「一兆六千十三億六千七百五十万円」を「一兆六千八百六十六億七千五百五十万円」に、「三千七百六十二億円」を「四千六百三十四億円」に、「三千九百億円」を「四千八百五十九億円」に、「四千三十二億円」を「五千八十七億円」に、「四千四百三十五億円」を「五千五百九十六億円」に、「四千八百八十億円」を「六千五百五十七億円」に、「五千三百六十六億三千五百七十九千円」を「六千七百七十一億三千五百九十九千円」を「六千七百七十一億三千五百九十九千円」に改め、同条

十七万九千円に、「二千三百四十七億円」を「三千八百九十一億五千萬元」に改め、同条第三号中「二千四百七十一億円」を「二千三百九十一億円」に、「二千五百四億円」を「二千九百五十七億円」に、「二千八百二十九億円」を「三千三百二十七億円」に、「三千百一十一億二千萬元」を「三千六百五十九億二千萬元」に、「九百二十八億円」を「千五百三十一億円」に、「千二百二十億円」を「千六百八十五億円」に、「千二百二十五億円」を「千八百五十四億円」に、「千二百三十七億円」を「二千三十九億円」に、「千三百五十九億円」を「二千二百四十一億円」に、「千四百九十六億二千九百萬元」を「二千四百六十六億二千九百萬元」に、「三百十五億円」を「千三百八十一億八千八百萬元」に改め、同条第四号の表を次のように改める。

年	度	金	額
平成十五年	度		千二百六十七億円
平成十六年	度		二千六百六十七億円
平成十七年	度		三千四百三十三億円
平成十八年	度		四千二百八十九億円
平成十九年	度		五千三百三十九億円
平成二十年	度		六千七百三十五億円
平成二十一年	度		六千七百三十八億円
平成二十二年	度		六千二百九十八億円
平成二十三年	度		五千五百四十七億円
平成二十四年	度		四千七百四十二億円
平成二十五年	度		三千九百四十六億円
平成二十六年	度		三千二百二十四億円
平成二十七年	度		二千三百五十一億円
平成二十八年	度		千五百十六億円
平成二十九年	度		七百八十四億円

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改

正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十四年度分の予算から適用する。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。